

意見書案第 13 号

品目横断的経営安定対策に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木	信雄
賛成者	〃	望月	良典

長沼町議会議長 駒谷広栄様

品目横断的経営安定対策に関する意見書

本年4月から始まった品目横断的経営安定対策は、WTOにおける国際規律の強化などに対応して、食料・農業・農村基本法に基づき、対象者の担い手に施策を集中・重点化を図り、担い手の経営安定などを目的として導入されました。

しかしながら今回の対策は、UR合意での国内支持削減による農業所得の減少分を補填することなく放置したまま、これまでの規模と効率を優先した経済合理主義の農政を改めず、市場原理の徹底で小規模農家を切り捨て、一層の構造改革を促進する内容となっています。

特に、生産条件不利補正対策は、担い手農家にとって最も重要な所得確保の視点が欠如しており、今までの価格支持政策の予算内で、面積支払と数量支払の仕組みを導入したために、様々な制度の矛盾が露呈しています。このままでは、ますます担い手の生産意欲が減退し、国内生産の低下に拍車をかけるとともに、経営悪化による離農、過疎化など農村の疲弊をより進化させ、農業の持続性、農村の存続基盤を根底から揺るがすこととなります。

については、食料自給率の向上や農業・農村の持続的発展に向け、品目横断的経営安定対策の抜本的改善を図るよう、次の事項について要望します。

記

I 生産条件不利補正対策について

- 1 生産条件不利補正対策における「過去の生産実績に基づく支払（面積単価）」については、各作物の再生産可能な水準まで引き上げること。

また、「毎年の生産量・品質に基づく支払（数量単価）」については、自給率向上や品質・生産性の向上など生産者努力が報われるよう別途予算で措置すること。

- ① 市町村段階における面積単価並びに面積換算の算定に用

いる反収については、生産実態に即した統計資料を用いるなど算定要素の統一性を図ること。

特に、近年の生産性向上が顕著な小麦については、生産実態と大きく乖離しているため、19年産から改善するよう早急に見直すこと。

② てん菜の生産量・品質に基づく支払いについては、砂糖の自給率向上を図る生産・販売体制を構築するもとの、指標面積に沿って生産されたてん菜糖全量を支援対象数量とすること。

2 19年産は交付金単価決定時から比較して、肥料・農薬、燃料など価格高騰による生産コストが上昇している環境から、別途の補填対策を講ずること。

3 担い手が対象農産物を収穫及び出荷したものの、農業者年金の経営移譲年金の需給や不慮の事故等によって、交付金決定前に経営を移譲せざるを得ない場合について、当該生産者に交付金が支払われるよう制度を見直すこと。

4 地理的・気象的条件などによって、低収量地帯となっている農業者の条件不利を補正するため、別途の支援策を講ずること。

II 収入下落影響緩和対策について

1 収入下落影響緩和対策について、価格暴落により補填基準価格が再生産困難な水準まで低下する場合は想定されるため、対象作物の標準的な生産コストを賄える補填基準価格を下限として設定すること。

また、積立金を超える価格下落に対しては、国が全額補填する仕組みとするよう改善すること。

2 制度加入に当たっては、個別作物ごとの加入を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣

財務大臣 各 通

農林水産大臣